



Special issue

〓 マイナ救急の全国一斉開始日が10月1日に決定〓

さらに広がるマイナ保険証の利活用

健康保険証は昨年12月2日をもって新規発行が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みへ移行して9カ月がたちました。

このマイナ保険証には、そもそもプライバシー性の高い情報は入っていないため、安心して持ち歩くことができます。マイナ保険証であれば、平時の受診だけでなく、例えば旅行先でお薬手帳を持っていないようなときでもこれまでの診療・薬剤情報に基づくより良い医療が受けられますし、診察・治療に必要な医療情報の閲覧は、ご本人の同意があった場合のみ行われます。また、高額な医療費が発生した場合でも、事前の手続きなしで限度額を超える支払いが不要になるメリットもあります。

このほど消防庁は、全国の720消防本部において、「マイナ救急」を実施することとし、全国一斉開始日を10月1日に決定したことを公表しました。

マイナ救急とは、救急業務の円滑化を図るため、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、受診状況や服薬情報をもとに病院選定などに資する情報を把握し、より適切な救急業務を行うことを目的としています。救急搬送時に傷病者から病歴や服薬歴を聞き出すことができない、もしくは聞き出せない状況下において、迅速な処置や病院搬送に役立つことが期待されます。

今後は、スマートフォンでマイナ保険証が利用できるようになるなど、その利便性はさらに高まる予定です。この機会に、ぜひ登録・携帯して、マイナ保険証を使ってみましょう！

詳細は厚生労働省の「マイナンバーカードの健康保険証利用について」でご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



知っておきたい！

健保のこト

vol.76

被扶養者認定 19歳未満の

10月1日から19歳以上23歳未満の被扶養者認定の収入要件が変わります。従来は短時間労働やアルバイトなどで年間130万円以上の収入があると被保険者の被扶養者から外れることになっていましたが、10月1日以降の被扶養者認定から150万円未満となります。ただし、学生であるかどうかは要件ではなく、年齢と収入により判断されます。また、被保険者の配偶者（事実婚を含む）は今回の取り扱いの対象とはなりません。

収入のある者についての被扶養者認定については、1977年4月6日の国の通知で、被保険者と同一世帯に属している場合、年間収入が130万円未満（60歳未満、ただし60歳以上または障害年金の受給者

は180万円未満）とされて以来、半世紀近くがたっています。この間、家族形態や雇用・労働環境も大きく変わってきました。

最近では、働く女性の活躍の場を狭める要因にもなっていた「年収の壁」問題が浮上してきました。また、人手不足への対応が急務となる中、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりに向け、2023年10月から国の「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく施策が実施されたことは記憶に新しいところです。

今回の措置は、2025年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況などの観点から、特定扶養控除要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設を踏まえて行われたものです。